

庁議付議事案書

開催・令和3年1月27日

| | | | | |
|--------------------|--|----|--------|---|
| 所管部課 | 都市建設部 土木課 | 部長 | 鈴木 菜穂美 |  |
| 件名 | 東大和市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する 条例について | | | |
| | | 区分 | ○ | 1 審議事項 |
| 関係規則 | | | | |
| 事項部課機関 | | | | |
| 1. 要旨 | 道路法の規定に基づき、道路の構造に関する基準を定めている「道路構造令」の一部が改正されたことに伴い、東大和市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正するものである。 | | | |
| (1) 改正の背景 | <p>改正前の道路構造令では、自転車道の幅員は原則2メートル以上とされていたため、自転車道の設置に必要な幅員を確保できないなどにより、自転車道を整備できない状況が多数生じている。一方で、道路交通法の規定による自転車専用通行帯（幅員1.5メートル以上）の設置が進んでおり、自転車関連の交通事故数の減少や道路利用者の不安感の低減等の効果が確認されている。</p> <p>このため、自転車を安全かつ円滑に通行させるため設けられる帶状の車道の部分として「自転車通行帯」に関する規定を新たに設けることにより、新たに整備する道路における「自転車通行帯」の設置の推進を図るため、道路構造令の一部が改正されたものである。</p> | | | |
| (2) 主な改正内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・「自転車通行帯」に関する規定を追加。 ・「自転車通行帯」の幅員は1.5メートル以上とし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては1メートルまで縮小できることとする。 ・自転車道の設置要件として、自動車の設計速度が時速60キロメートル以上の道路については、自転車道を設置することとする。 | | | |
| (3) 施行日 | 公布の日から施行する。 | | | |
| (4) 影響及び効果 | 政令との整合性が図られるとともに、条例に基づく整備が可能となる。 | | | |
| 2. 経過（現時点に至るまでの経過） | <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月 東大和市道路の構造の技術的基準に関する条例施行 ・平成31年4月 道路構造令の一部改正施行 | | | |
| 3. 留意事項（問題点等） | | | | |
| 4. 主管部処理案（検討結果等） | 令和3年第1回市議会定例会に議案として提出したい。 | | | |
| 5. 審議結果 | | | | |

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。